

# 建設業者監督処分簿

## 1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社丸平工業	代表者氏名	福富 重弘
主たる営業所の所在地	岐阜県岐阜市下奈良三丁目1番6号		
許可番号	岐阜県知事許可（般・特一27） 第2815号	許可を受けている 建設業の種類	[特] 土・と・舗・解 [般] 建・管・水

## 2. 処分に関する事項

処分年月日	令和元年11月29日	処分を行った者	岐阜県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項（同条第1項第3号該当）		
処分の内容（営業停止処分）			
1. 停止を命ずる営業の範囲 建設業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの。 （注1）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。 （注2）「民間工事」とは、上記（注1）以外の建設工事をいう。 （注3）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。			
2. 期間 令和元年12月13日から令和2年12月12日までの1年間			
処分の原因となった事実	贈賄事件		
株式会社丸平工業の取締役（元代表取締役）は、岐阜市発注の「鵜飼観覧船航路整備等に係る重機作業業務委託」契約における見積書を徴する業者の選定等に関し、有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に、元岐阜市職員に対し現金100万円の賄賂を供与したことにより、岐阜地方裁判所から懲役1年6月（執行猶予3年）の判決を受け、その刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。			
その他参考となる事項			

